

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
平成30年度事業 点検・評価調書

3-8

3-8

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	景観条例に基づく景観保全
節		事業主体	佐渡市建設課
事業(施策)名	8 景観条例の周知化	関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～R4		
事業概要	<p>【事業目的】 ○佐渡市景観条例に基づき、世界遺産を中心に市内全域の景観保全を図る。</p> <p>【事業内容】 ○市民や事業者に対する景観条例の周知及び事前協議の徹底を図る。</p>		
事業計画と実績	<p>③0 【30年度計画】 ●市報(8月、2月)で、市報景観条例の周知を図るとともに、8月から年度末までケーブルテレビで届出制度について周知する。</p> <p>●事業所を対象に景観計画説明会(平成31年2月予定)を開催する。</p> <p>【30年度実績】 ●8月、1月の市広報紙で、市条例による届出制度について周知した。</p> <p>●平成31年1月に事業所を対象に景観計画説明会を開催した。</p>		
課題・今後の取組	<p>【課題】 ■市広報紙を利用して市民や事業者へ景観条例の周知に努めているが、更なる普及活動が必要である。</p> <p>【今後の取組】 ■広報紙による条例の周知(届出手続)を今後も継続するとともに、広報紙以外の媒体(ケーブルテレビでのアナウンス等)の利用についても検討する。</p>		
事業評価	<p>【事業の達成度】 [a・(b)・c]</p> <p>◇平成30年度は、予定通りに周知を行った。 また、事業所には、改めて計画の概要や届出制度の説明を開催したことで、一定の成果が得られた。</p> <p>【事業実施の効果】 [a・(b)・c]</p> <p>【総合評価】 [A・(B)・C]</p>		

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。